

[第6回]

消防法と建築基準法

火災の発展段階に応じた防火安全対策

防火法令の基本目標は、「通常の火災」による被害をできるだけ少なくする、というところにある。「通常の火災」という用語は平成10年の改正で初めて建築基準法に登場するが、名前がなかっただけで、概念は昔からあった。消防法は、危険物、指定可燃物、可燃性ガスの火災や爆発など「特殊な火災」にも一部目配りした規定ぶりとなっており、「通常の火災」という用語も使われていないが、基本的に「通常の火災」に対する対策を中心としていることは建築基準法と同様である。

「通常の火災」は、火源となる小さな火が直近の着火物に燃え移り、以後、一室火災、フラッシュオーバー、階全体への火煙の拡大、上階拡大、隣棟延焼、市街地火災へと順次成長していく、という火災モデルである。この火災モデルを前提として防火対策を考えるなら、初期段階ほど対応が容易なので、その段階での対応を手篤くする方が合理的だが、ある確率で突破されることを想定し、段階ごとに重層的に対策を講じておくことも必要である。この考え方を「フェールセーフ」と言う。と、まあ、ここまでは、本誌の読者なら常識だろう。

消防法と建基法の役割分担とその特徴

火の用心から消防活動まで、広い意味でこのフェールセーフの構成要素となるが、そのうち建築物に様々な対策を講じさせる役割を担っているのが、消防法と建築基準法である。

消防法は建築物における消防用設備等の設置に関する規制を担当するほか、防火管理などソフト

面についても担当しており、一方、建築基準法は、壁、床、戸、廊下、階段やその材料、寸法、構造、位置関係など建築物本体に関する防火安全対策を担当して、全体で建築物の防火安全対策に必要なフェールセーフの輪が形成されるようになっている。消防用設備等と建築設備の担当範囲と位置づけについては、前号で述べたとおりである。

この全体像を示したのが右の図である。

消防法は出火防止、火災発見、通報など火災の初期段階の対応について多く分担しており、その後の消火、避難についても万遍なくカバーしている。消防活動に対する支援機能が重要な位置を占めていることは言うまでもない。

建築基準法は、火災発生防止の段階での施策が少なく、初期消火段階を突破された場合に備え、火煙の拡大を抑え、避難路を確保し、在館者が避難を完了するまで倒壊しないようにする、という部分が手篤くなっている。建築基準法が非常用エレベーター、非常用進入口などの消防活動支援機能の重要部分を引き受けており、また、市街地大火が頻発した歴史を踏まえ、単体規定にも集団規定と連携した市街地大火対策が盛り込まれていることも、日本の防火法令の特徴となっている。

日本の建物の防火安全は、消防法と建基法で分担し、火災の発展段階に応じた対策を重層的に講じさせる仕組みになっている。消防法は主として防火管理などソフト面と消防用設備等の設置規制を担っており、出火防止、早期発見、初期消火など火災発生初期段階の対策が手篤いのが特徴である。一方、建基法は建築物本体の防火安全対策を担っており、火煙の拡大防止、避難対策、倒壊防止など、初期消火できなかつた場合の対策が手篤くなっている。

